

令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）について

厚生労働省が、本日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、これに併せて、県において作成した「群馬県版」を公表します。

概要は次のとおりです。

※ 割合（％）は四捨五入しているため、内訳計が100%に合わない場合があります。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（市町村、県における対応状況等）

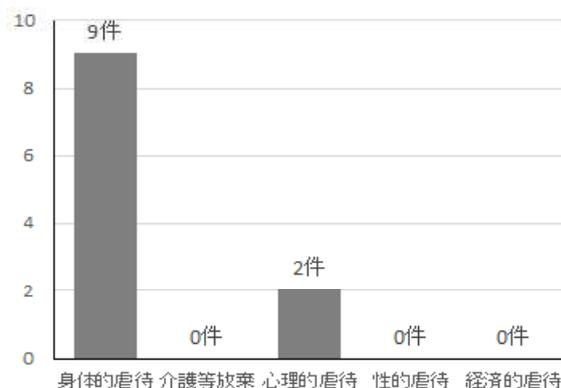
（1）相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
市町村が受理	42	18	8 (9)	5 (5)
県が受理	3	6	0 (0)	0 (0)
合計	45	24	8 (9)	5 (5)

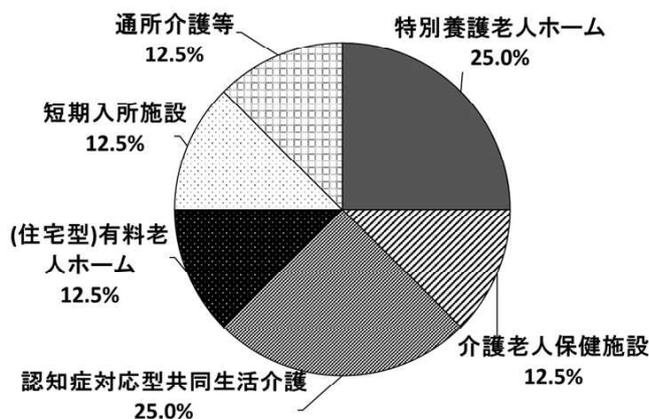
()は被虐待者数

（2）虐待の状況

【虐待の種別】（複数回答）



【虐待のあった施設、事業所の種別】



(3) 事実確認・虐待の状況

・事例番号	事 例				
	1	2	3	4	5
・被虐待者の性別	女	女	男	男	男
・被虐待者の年齢階級	95～99歳	75～79歳	80～84歳	95～99歳	85～89歳
・被虐待者の要介護度	要介護5	要介護3	要介護3	要介護5	要介護3
・虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	(住宅型)有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護
・虐待を行った従事者の職種	介護職	介護職	看護職	その他	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善指導	改善勧告	改善指導	改善勧告

・事例番号	事 例		
	6	7	8
・被虐待者の性別	女(2名)	男	女
・被虐待者の年齢階級	85～89歳 80～84歳	80～84歳	70～74歳
・被虐待者の要介護度	要介護3、5	要介護3	要介護2
・虐待の種別	身体的虐待、 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	認知症対応型 共同生活介護	短期入所施設	通所介護等
・虐待を行った従事者の職種	介護職	その他	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善勧告	改善指導

2 養護者による高齢者虐待(市町村における対応状況等)

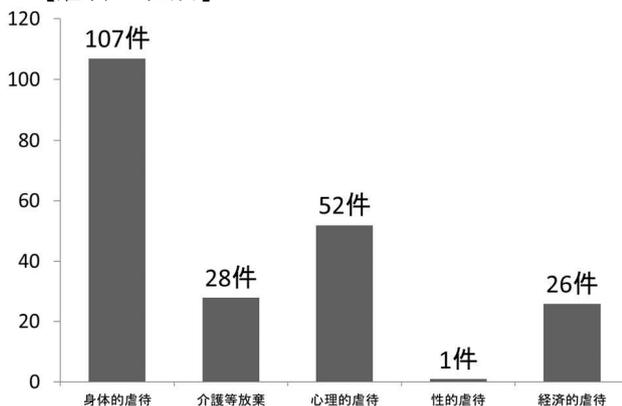
(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
市町村が受理	293	242	129(132)	133(135)

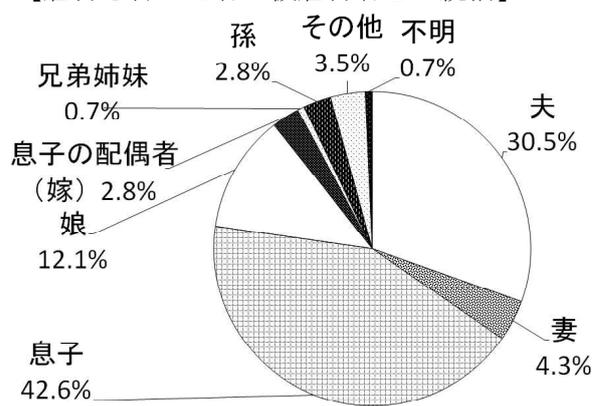
()は被虐待者数

(2) 虐待の状況

【虐待の種別】



【虐待を行った者の被虐待者との続柄】



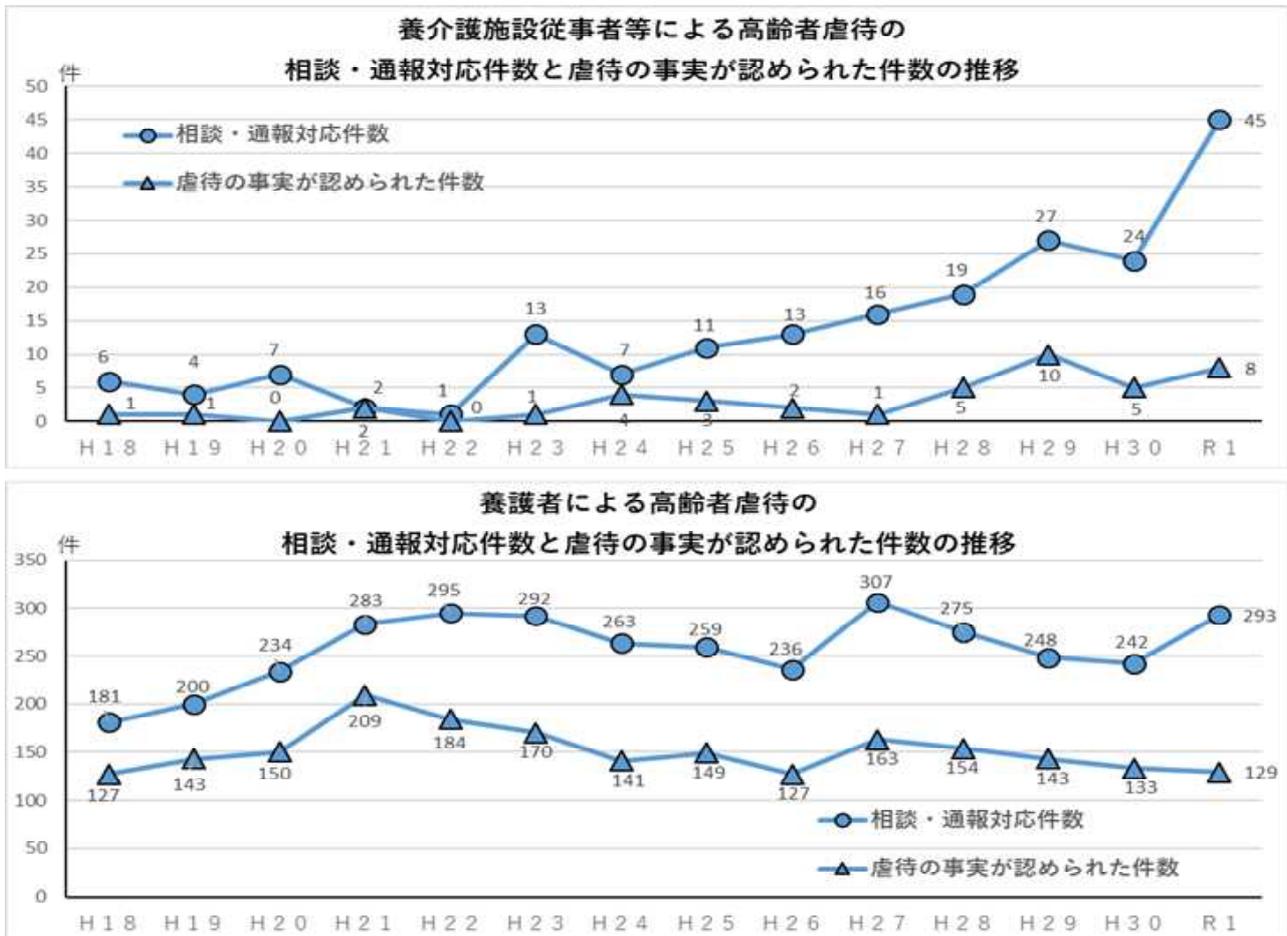
注：虐待の種別には重複がある。

【虐待の程度の深刻度】

「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」から「5-生命・身体・生命に関する重大な危険」までの5段階で評価

虐待の程度の深刻度	人数	構成割合 (%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	22	16.7
4	6	4.5
3-生命・身体・生活に著しい影響	50	37.9
2	22	16.7
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	32	24.2
合計	132	100.0
(うち、虐待等により死亡に至った事例)	1	—

3 相談・通報対応件数、虐待の事実が認められた件数の年度別推移



4 県の対応

県では、国・地方公共団体を通じた高齢者虐待の防止に対する体制整備が求められている観点から、虐待対応を行う市町村からの相談に弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口の設置及び当該専門職の派遣、研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を行っています。さらに、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めています。